

- | | | |
|---|---------|---|
| 1 | 監査等の種類 | 定期監査及び行政監査 |
| 2 | 監査の対象 | 環境部 |
| 3 | 監査の着眼点 | 令和3年度4月～8月分 必要に応じて令和2年度分
令和3年度 一般・特別会計定期監査及び行政監査実施計画（以下「実施計画」という。）に定める着眼点による |
| 4 | 監査の実施場所 | 実施計画に定める実施場所 |
| 5 | 監査の日程 | 令和3年8月6日～令和3年8月23日及び
令和3年10月1日～令和3年11月19日 |
| 6 | 監査の結果 | |

証拠書類の一部を抽出して、関係諸帳簿と照合したところ、おおむね適正に処理されているものと認められた。しかしながら、次のような事項が見受けられたので、改善に努められたい。

なお、軽微な事項については、別途指示した。

[指摘事項]

(1) 未収金の回収について

ア し尿処理手数料の収入未済額は、令和2年度末で821,722円である。令和3年8月末現在では、過年度未収金が657,432円である。

今後とも、過年度未収金の早期回収に努めることはもとより、現年度未収金の早期回収を図ることで過年度未収金の発生を抑制するよう努力されたい。

イ 産業廃棄物不法投棄弁償金の収入未済額は、令和2年度末で6,999,273,554円である。令和3年8月末現在では、過年度未収金が6,998,823,554円である。

未収金の回収に努められたい。

(2) 適正な財務会計事務の執行について

岐阜市物品管理規則第14条は、「物品取扱員は、物品の納入があったときは、その契約条件の充足等につき検査のうえ受領し、支出命令書又は注文書兼請求内訳書の検収欄に認印を押さなければならない。」と規定している。

しかしながら、環境施設課、産業廃棄物指導課、環境一課、環境二課、低炭素・資源循環課、環境保全課、東部クリーンセンター、掛洞プラント及び寺田プラントでは、物品の納入があったとき物品取扱員に任命されていない

職員が検収し、検収欄に認印を押しているものがあつた。

今後は、岐阜市物品管理規則を遵守し、適正な財務会計事務の執行に努められたい。

(3) 交通事故の防止について

令和2年4月から令和3年8月までの間に、公用車の後退時における事故が3件発生した。そのうち2件は、職員が同乗していたにもかかわらず、降車及び誘導をしていなかった。

後退時の安全確認の励行については、令和元年度の定期監査においても同様の指摘をしており、確実に対応されたい。